令和８年（フ）第７４０号
京都市西京区松尾木ノ曽町34番地２　ハウスアイ桂　110
債務者　西田　照彦
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７６２号
京都市下京区綾小路通猪熊東入松本町284番地の１
債務者　橋本　幸恵
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８１９号
京都市西京区下津林番条町３番地２
債務者　原　　京子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８４６号
京都市左京区一乗寺樋ノ口町19番地８　オレンジハウス103
債務者　山畑久美子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５９号
京都市右京区嵯峨野芝野町９番地５
債務者　田中　秀典
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７０２号
広島市安佐南区山本５丁目５番29―102号
債務者　村上　徳子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７１８号
広島市佐伯区五月が丘３丁目18番31号
債務者　品川　龍治
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４３号
広島市西区庚午中２丁目６番29―302号
債務者　玉村　恭子
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７８８号
広島市西区高須台２丁目４番33―202号
債務者　北條　千春
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地150、旧住所青森県黒石市大字二双子字野田178番地18
債務者　石田　玲華（旧姓柳谷）
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第７７３号
広島市中区江波東１丁目13番22―203号
債務者　波多野由美
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４９９号
東京都世田谷区奥沢６丁目25―10―402
債務者　大山　博子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５０６号
東京都江戸川区松島４丁目11―14―201
債務者　倉田　浩吉
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４３号
東京都中野区野方３―12―４　ラ・エスポワール野方３　204
債務者　岩﨑　静香
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４４号
東京都大田区大森北４丁目17―21　グレース宮沢101　近藤方
債務者　平山　　凌
１　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５４８号
東京都新宿区西新宿４丁目40―３―302
債務者　島谷　　敬
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５５５２号
東京都板橋区高島平７丁目26―８―405
債務者　石井　保之
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
５　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部